



生活・安全

安全で安心なまちを目指して

【問い合わせ】
町環境政策課
生活安全グループ
☎ 73-7510

無事故、無違反でゴールを目指そう！
チャレンジ・セーフティラリー北海道2020

◆目的

運転免許保有者が各部門に参加し、4カ月間無事故・無違反の達成と交通安全意識の高揚を図る。

◆期間

7月1日(水)～10月31日(土)

◆参加資格

自動車運転免許保有者(町内に居住、または町内の事業所に勤務されている方)

◆参加部門

5人チーム部門・3人チーム部門・個人(1人)部門

◆参加料

参加者数×670円(申請時に振込手数料が別途必要)

◆申込期間

6月30日(火)まで

◆申込方法

栗山警察署または栗山町交通安全協会(役場環境政策課内)に

備え付けの参加用紙に必要事項を記入し、手数料を添えて郵便局から申し込み

◆ご存じですか？

「北海道自転車条例」

北海道では、自転車の安全な利用の推進や環境への負荷の軽減、道民の健康増進、観光の振興などを目的とした「北海道自転車条例」が、平成30年4月1日から施行されています。

自転車を利用される方は、次の項目を守りましょう。

- 関係法令を守り、歩行者・自動車などに十分配慮した利用と必要な整備点検を行う。
- 乗車用ヘルメットを着用し、自転車側面には反射材を装着する。
- 自転車を利用する際に、自然環境の保全に配慮する。
- 冬道を走行する場合は、道路状況を考慮した適正な器材を装着する。

- 自転車損害賠償保険などに加入する。
- レンタサイクル事業者および自転車を業務で利用する事業者は、保険に加入すること。
- 自転車は車両です！交通ルールとマナーを守って安全・適正に利用しましょう。

薬物乱用の防止

薬物、ダメ。ゼッタイ。

覚せい剤や大麻などの薬物を乱用すると、身体や精神がボロボロになり、記憶障がいや人格変化により以前と同様の生活を続けることができなくなるばかりか、場合によっては死に至ることもあります。

また、薬物乱用は周囲の大切な人を巻き込むだけでなく、幻覚や妄想による殺人、薬物の購入代金欲しさによる強盗や窃盗、重大な交通事故など、取り返しのつかない事件につながるおそれがあり、社会全体に被害を与えます。

薬物に関するご相談は、栗山警察署までお寄せください。

【問い合わせ】
栗山警察署
☎ 73-0110



6月は「環境月間」 皆さんの協力でより 良い環境へ

【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

不法投棄は「しない」「させない」「許さない」

新年度が始まって2カ月、不法投棄の連絡が後を絶ちません。

4月から確認できた不法投棄は5件にのぼり、例年を上回るペースです。

不法投棄されたごみは自然環境や美観を損なうだけでなく、環境の汚染、悪臭の原因となり、大変迷惑で悪質な許されざる行為です。

もう一度、町民一人ひとりが自覚を持ち、不法投棄をしないのはもちろん、させない環境づくり



不法投棄された家庭ごみ(桜山)



不法投棄されたテレビなどの家電(鳩山)

ご協力をお願いします。

不法投棄を発見、目撃した場合は、栗山警察署(☎73-0110)または町環境政策課に通報願います。

※民有地の不法投棄およびポイ捨てなどのごみは、民有地の所有者が責任をもって処分することになっていきます。町では回収および処分はしませんのでご了承ください。

※不法投棄で検挙されると5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、またはその両方が課せられます。

正しいごみの「分け方・出し方」にご協力

一部のステーションでは、炭にできるごみ袋(茶色の指定袋)に生ごみが入っていたり、収集日にはない日にごみが排出されるなど、ごみの「分け方・出し方」がルールに違反して、収集できないごみが増えていきます。

特に最近多いのは、古布・衣類などに包んで車のドアミラーを出したり、紙袋に入れて空き缶やペットボトルを出すといった、本来収集しないものを目隠ししてごみ袋に入れたり、分類が間違っただものを捨てる行為が目立っています。

ごみの分別方法は「2019年4月版 家庭ごみの『分け方・出し方』(黄色の冊子)をもう一度確認のうえ、正しいごみの分別にご協力をお願いします。

※農薬用資材などを排出される方が多くいますが、町では農薬用資材などの農業を行ううえで排出されるごみは収集しませんのでご注意ください。

水道メーターの交換

ご家庭に設置された水道メーターは、その精度を確保するために、8年に一度新しいメーターに交換する必要があります。(計量法で規定)

このことから、ご家庭の水道メーターの交換作業を実施します。交換の対象となるご家庭には、「水道メーター交換のお知らせ」が届きますので、交換作業へのご協力をお願いします。(一時的に水を停止)

なお、取り換えの費用は無料です。

【問い合わせ】
町上下水道課上下水道グループ
☎ 73-7514

《注意!》

分別の仕方が悪く、違反ごみ用の赤いステッカーを貼られた場合は、正しく分別し、分別し直したことが分かるように、ステッカーの上からマジックなどで大きく×印を書いて排出しましょう。×印がない場合は、再収集しません。

もう一度、分別をお願いします

皆さまに分別のご協力を求めています。出されたごみは、下記の理由により真正に分別されていない為、収集できません。再度分別をして出してください。

1. 可燃物が入っています
 ・スチック(黒印字の指定袋へ)
 ・ペットボトル(赤印字の指定袋へ)
 ・紙類(茶色の指定袋へ)
 ・ダンボール(黒印字の指定袋へ)
 ・金属類(黒印字の指定袋へ)

2. 炭にできるごみが入っています(黒印字の指定袋へ)
 ・炭
 ・炭灰
 ・木炭

3. 炭にできるごみが入っています(黒印字の指定袋へ)
 ・生ごみ(茶色の指定袋へ)
 ・生ごみ(茶色の指定袋へ)
 ・生ごみ(茶色の指定袋へ)

4. ガラス、陶器、骨角類、その他(黒印字の指定袋へ)

5. 資源物(黒印字の指定袋へ)

6. リサイクルマークのないプラスチック類(黒印字の指定袋へ)

7. 資源物(黒印字の指定袋へ)

8. 資源物(黒印字の指定袋へ)

9. 資源物(黒印字の指定袋へ)

10. 資源物(黒印字の指定袋へ)

11. 資源物(黒印字の指定袋へ)

12. 資源物(黒印字の指定袋へ)

13. 資源物(黒印字の指定袋へ)

14. 資源物(黒印字の指定袋へ)

15. 資源物(黒印字の指定袋へ)

16. 資源物(黒印字の指定袋へ)

17. 資源物(黒印字の指定袋へ)

18. 資源物(黒印字の指定袋へ)

19. 資源物(黒印字の指定袋へ)

20. 資源物(黒印字の指定袋へ)

不明な点については、下記までご連絡ください。
 栗山町役場環境生活課 TEL 73-7511

緊急事態宣言延長に伴う対応

4月の全町一斉清掃、栗肥土特別販売に続き、5月22日(金)のごみ処理施設見学会は緊急事態宣言に伴う「特別警戒都道府県」に北海道が指定されたことなどを踏まえ中止しました。

状況が改善された後、各町内会・自治会や各団体などから、ごみ処理施設見学会の希望がありましたら、町環境政策課まで連絡願います。

※秋のごみ処理施設見学会は10月16日(金)に開催予定です。